第18回回答と要望 ①立地制約、③市場制約、⑤その他※ともに規制・制度(税制を除く)に関する要望に対する回答のみ

番号	 う類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管 省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1	1	パネル設置時に	屋上庭園・休憩スペース等の上部の空間に太陽光発電設備を 設置する場合、防火・安全上問題がないことを前提に、建築 基準法上の容積率における床面積の計算対象等から除外すべ きである。	カーボンニュートラルの実現に向けて再生可能エネルギーの更なる導入を図るうえで、太陽光発電設備の設置の場所として、建築物の屋上は重要な選択肢のひとつである。しかし、建築物の屋上に太陽光発電設備を設置する際、太陽光パネルを支える架台の下部の空間を屋内的用途に供すると、当該発電設備および架台が建築物の主要構造部に該当するとみなされ、下部空間が床面積として容積率の計算対象等に算入される。また、高さ制限等の規定を受ける場合もある。そのため、例えば既に建物の屋上にある屋上庭園や休憩スペース等の上部の空間に、太陽光パネルを事後的に設置することなどを断念せざるを得ない場合がある。(要望実現により)太陽光発電設備の屋上設置の更なる推進に繋がる。なお、改正建築物省エネ法(令和4年6月17日公布)第67条の2、第67の6により、再エネ促進区域における形態規制に関わる特例許可が創設されており、市町村が定める再エネ促進区域内については、市町村の促進計画に適合する建築物に対する容積率等の制限の緩和が可能になると考えられるが、これは、対象地域が再エネ促進区域に限定される。カーボンニュートラルの実現に向けて再生可能エネルギーの更なる導入を図るうえで、建築物の屋上を有効活用した太陽光発電の設置は重要な選択肢のひとつであるため、全国的に容積率等による制約を見直すべきと考える。	国土交通	において、市町村が、「建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に 関する計画」を定め、その計画に定められた特例適用要件に適合する再エネ促進区 域内の建築物については、容積率等の制限の特例対象とした制度が新設されたと	消費性能の向上等に		ご提案理由に記載いただいております「対象地域は再エネ促進区域に限定される。全国的に容積率等による制約を見直すべき」に関しては、構造上やむを得ない屋外工事を行う建築物の場合には、区域を限らず全国で、特定行政庁の判断で形態規制の特例許可を行う制度を導入することとしています。 一方、屋上庭園・休憩スペース等の上部の空間に太陽光発電設備を設置する場合は、一般的に形態規制に抵触することが建築物の構造上やむを得ない場合には該当しないと考えられますが、再エネ促進区域に係る特例許可は、市町村が地域の状況を踏まえ、容積率を緩和し再エネ設備を設置しても市街地環境が確保できる特例適用要件を定めた区域に限って実施するものであり、全国一律化は困難です。
2	· / 表	り付けて太陽光 パネルを設置す る際の建築基準 去における取扱 いの明確化	用途に供されるかが、当該設備が建築基準法第2条第5号に 規定する主要構造部に該当するか否かの判断基準となるが、 建築主事によって屋内的用途の解釈が異なる場合がある。解 釈を明確化し、空調設備、電気設備、貯水槽等の建築設備の	カーボンニュートラルの実現に向けて再生可能エネルギーの更なる導入を図るうえで、太陽光発電設備の設置の場所として、建築物の屋上は重要な選択肢のひとつである。しかし、左記の通り屋内的用途に係る解釈が明確でないことから、屋上への太陽光発電設備の設置を断念せざるをないことがある。屋上に架台を設け、その上に太陽光発電設備を設置する場合、既に設置されている空調設備、電気設備、貯水槽等の建築設備の上に太陽光発電設備を設置しようとすると、建築主事によっては架台の下の空間が屋内的用途に供されると解釈し、既存建築物の場合は増築と判断される場合がある。この場合、設置する太陽光発電設備及び架台が建築基準法第2条5号に規定する主要構造部に該当する可能性がある他、太陽光発電設備の下部の面積が建築基準法上の容積率における床面積の計算の対象となることに伴う容積率制限への抵触が課題となる。また、増築とする判断により階数が増える場合には、建築基準法施行令第107条に規定された耐火性能に係る改修(例えば、既存建築物が地上4階建ての耐火建築物の場合、5階建てになることによって、1階の主要構造部に求められる耐火性能が変わる)、並びに、増築に伴う既存遡及にも課題が生じる。以上の複合的な理由により太陽光パネルを事後的に設置することなどを断念せざるを得ない場合がある。通知を発出することで、太陽光発電設備の屋上設置の更なる推進に繋がる。	国土交通	いて(技術的助言)」(平成24年国住指第1152号)において、建築物の屋上に架台を取り付け、その上に設置する太陽電池発電設備のうち、太陽電池発電設備自体のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らないものであって、かつ、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供しないものについては、主要構造部に該当せず、また、既存建築物の屋上に架台を取り付け、その上に太陽電池発電設備を設置する行為は増築には該当しないものとして取り扱うことを明確化していますが、人が立ち入らないもの及び屋内的用途に供しないものについての考え方や判断基準は、特定行政庁によって異なる場合があります。	5号 建築基準法施行令第 2条第1項第3号及 び第8号 「既存建築物の屋上 に太陽電池発電設備		特定行政庁の運用実態の把握や関係者との調整等を行い、可能な限り早期に、建築設備の上に太陽電池発電設備を設置する際の建築基準法の取扱いに関する通知を発出する。
3	8 5 :	めの促進区域設 定等に向けたハ ンドブック(第 1版)の見直し こついて	これを参考にするとすべての保安林が促進区域から外れることある。保安林での開発には個別の判断が必要であり、保安林県ることになってしまう。 以上のことからこの記載の削除を検討いただきたい。 もしも削除が難しい場合は、「保安林での開発を一律制限する 【参考】 ・本ハンドブックは"本ハンドブックでは、温対法で定められた例、実務的な手順の例を示しています。"と記載がある。・国土面積3,780万haに対して、保安林は1,223万ha(森林全地が、当該地域は、保安林を含む森林であることが多い。このたっては、国土面積の3分の1を占める保安林の利用も一定程度・なお、保安林指定は、戦後の水害の多発から、1957年の保証は、所有者の申請に基づくものであり、固定資産税の減免や複は、所有者の申請に基づくものであり、固定資産税の減免や複	ご言めない区域基準(2.2.2 都道府県基準の具体例)の例示には○○保安林、△△保安林との記載がある。 こになりかねない。また促進区域から外れることにとどまらず保安林での開発を一律制限するような影響が 開発を一律制限するように解釈される可能性があることは本法律の趣旨である地球脱炭素化の推進と相反す ものではない」と但し書きを追加いただけるよう検討いただきたい。 た地域脱炭素化促進事業に係る法令やマニュアルを踏まえ、促進区域等を定める際のより具体的な解説や事 本で2,503万ha)と国土の大きな割合を占めている。一方、山稜線付近は風況が良く、風力発電の適地が多 のような状況から、「2050年カーボンニュートラル」実現に向けた再生可能エネルギーの最大限の導入にあ 度必要。 安林整備臨時措置法による保安林整備計画などに基づき、当初は計画的に進められてきた。一方で、指定 相助制度などのインセンティブが存在するため、本来の制度趣旨から乖離して拡大しているとの指摘も存在 2有林ともに年々増加し、昭和29年度末に245万haであったものが、令和元年度末には1,223万haに到達。	環境省	地球温暖化対策推進法に基づき、市町村は、国が定める基準に従い、都道府県基準が設定されている場合には、当該基準に基づき、促進区域の設定に努めることとされています(地球温暖化対策推進法21条第5項・第6項)。都道府県基準は、国が全国一律で定める基準に上乗せ・横出しして、地域の実情に応じた環境の保全への適正な配慮を求めるための基準であり、都道府県が任意で策定可能です。「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック(第2版)」に記載されている、都道府県基準の具体例は、当該基準のイメージを持って頂くためのものであり、保安林の位置付けを含め、基準の具体的な内容は、地域の自然的社会的条件に応じて、各都道府県において決定することとなります。また、都道府県基準は、市町村による促進区域設定に当たっての基準であり、県内の保安林開発を一律制限するものではありません。	進法 ○地球温暖化対策推 進法施行規則		ご提案の「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック(第2版)」 p 22の記載は、「・A県における都道府県基準のイメージ(大規模風力発電施設を対象)は以下のとおりです。」とあるとおり、都道府県基準の作成例を示したものであり、都道府県基準において、保安林を「促進区域に含めない区域」として位置付けることを推奨するものではございません。保安林の位置付けを含め、基準の具体的な内容は、地域の自然的社会的条件に応じて、各都道府県において決定することとなります。一方で、ご指摘を踏まえて、そのような誤解を招かないよう、更なる分かりやすさの観点から、注意書きを追記します(令和4年度中に改定予定)。

番号		提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管 省庁		省庁の検討結		
	4 6		で規定される防消火設備について6.1の防火用水供給設備の水源について、「所用水量を30分間以上連続して供給できる水量を確保するものであること」との記載で"貯水槽"を設けるのか"上水道"も可能なのか具体的な記載がないため不明確である。	カーボンニュートラルに向けた水素社会の実現のため、燃料電池自動車等の燃料となる水素を供給する水素スタンドの設置拡大が図られている。現行の一般高圧ガス保安規則では、圧縮水素スタンドに用いられる畜圧器には散水装置の設置が求められている。郊外型スタンドでは、防消火設備として防火水槽の設置が求められており、防火水槽を通じて散水装置に水を供給することが必要とされ、上水道から散水装置への水の直接供給が認められていない。一方、都市型スタンドでは、温度上昇防止措置を講じることを要件に、防消火設備と同仕様の散水装置に貯水槽を介さず上水道から水を直接供給することが認められている。貯水槽の設置には広い場所を必要とし、設置コストもかかることから、貯水槽の設置が郊外型の水素スタンドの設置の障壁となっている。郊外型スタンドにおいても上水道から水供給が可能になれば貯水槽が不可欠ではなくなるため、水素スタンドの設置場所として可能な場所の選択肢が拡大するとともに、初期投資の負担軽減のみならず、貯水槽の点検が不要となり点検工程の効率化等にもつながり、スタンドの普及促進につながる。	経済産業	1号で準用する同規則第6条第1項第39号に基づき防消火設備を設置する必要があり、当該防消火設備の具体的な例としては、「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について」(以下「例示基準」という。)の31、防消火設備において、貯水槽など十分な水量を確保すること等となっています。また、一般高圧ガス保安規則第7条の3第2項の圧縮水素スタンドについては、同条第1項の圧縮水素スタンドでは求めていない安全対策が措置されており、同条第2項第31号のとおり消火設備の設置のみでよいとなっているところです。安全対策のうち、同項第19号に基づき蓄圧器には温度上昇を防止するための装置を設置する必要があり、当該温度上昇防止装置の具体的な例として、例示基準の59の3.5	規則第7条の3第1項 第1号(第6条第1項 第39号準用)、第7 条の3第2項第19号、 第31号他 ・「一般高圧ガス保 安規則の機能性基準 の運用について」(例 示基準) (令和元年 6月14日付け 20180323保局第14 号)31、防消火設		一般高圧ガス保安規則第7条の3第1項の圧縮水素スタンドの「防消火設備」としての散水設備について、同条第2項で用いられている具体的な防火対策(「温度上昇防止装置」としての散水設備等)の技術基準に統一する方向で、すでに業界団体において見直し案の検討が行われているところであり、それによって取りまとめられた業界の見直し案について検証し、同等の安全の確保が担保されることが確認された場合には、見直しを行う予定です。
	5 (§	ける保安通信施	る機能を有するものに関しては電力保安通信用電話設備で	①電気設備の技術基準の解釈で電力保安通信用電話設備(保安用電話)を施設する必要がある。しかし、実態として保安用電話は設置されているものの、一般加入電話(携帯電話を含む)でやりとりを行っている。この際、異常時に安全に停止できる(解列できる)機能を有する風力発電設備に関しては専用線による保安電話の敷設を求めず一般回線(携帯電話等)やインターネット回線といった通信手段を複数用いることととすれば災害時にも対応でき専用回線の維持コストも削減することができる。 ②昨今の電力システム改革で発電所の出力制限方法をオンライン化する事が事実上、義務付けられているが、オンライン化に使用する通信方法の規定がなく、一般送配電事業者側の条件に従う形となっている。この通信方法の条件が専用線を求められ、小規模発電所においては、維持・管理費用が負担となっている。こうした状況から例えばガイドライン等で専用回線によるものだけとならないよう通信の方法を明文化してほしい	経済産業	機械的衝撃、火災等により通信の機能を損なうおそれがないことを定めています。 また、同省令第50条や第51条では、電力保安通信設備(電話設備含む。以下同様。)が、電力設備の保安上及び運用上欠かせない設備であり、電力会社の電気の供給に著しい支障を発生させず、保安を確保する目的のもと、災害時	技術基準を定める 省令 第50条 電気設備の技術基 準の解釈 第135条、 第136条、第225条 ②出力制御の公平	定 ②現行制度 下で対応可 能	①電気設備の技術基準の解釈第135条、136条、225条において、設置場所毎に確保すべき電力保安通信設備の要件を例示しています。電気設備に関する技術基準を定める省令第50条や第51条で定める、電力保安通信設備の要件が確保され、安全と認められる施設方法が確認されれば、電気設備の技術基準の解釈に取り込んでいくよう、検討していきます。②「出力制御の公平性の確保に係る指針」にて記載済みです。
	6 3		されており、2023年度分の途中から九州エリアを分割することは難しいと思われるが、2024年度分の第1回取引からは、九州エリアを西日本エリアから分割すべき。その一方で、経過措置も反映した物理的上限量が設定されている今の間接送電権のあり方(ex.金融取引やデリバティブであること等)をもう一度見直し、社会的ニーズとして会計・	・ベースロード (BL) 市場は、市場設計当時、北海道エリア価格が市場分断により東日本エリア価格と異なる事態が多かったことから、東西エリアに加えて北海道エリアが用意された。現在は、青函連系線の分断は減り、むしろ九州の太陽光効果が恒常化することで関門連系線が大きく分断している。西日本エリアは九州を含めた西日本エリア単一価格を値差清算の指標としていたため、関門連系線の分断で九州エリアのスポット売りが0.01円/kWhになり、他の西日本エリアでのスポット買は高価格になった。 ・こうした市場分断によりBL取引の精算時に損失が生じるケースについて、かつてJEPXに積み立てられた市場間値差積立金を原資にして実質的に損失補填する動きになっている。本来、市場間値差積立金は、エリア間連系線の増強に使われるべきものであり、BL取引の値差で生じた関係者間の損失について市場間値差積立金で補填することが、本当に適正なのか公開の場で改めて審議すべきと考える。ただ、BL市場にて強制的に売り玉を供出されている実態を踏まえて、制度の未整備から不本意にも損失が生じているのであれば、その旨を明確にした上で、市場間値差積立金の取り崩しを応急措置的対応として実施する等、課題発生の原因とそれに対する対策の位置づけを明確にする必要がある。 ・それと同時に、斯かる状況を速やかに解消すべく、BL市場において九州エリアを西エリアから分割するといった対策が考えられるが、一方で、分断で生じる値差リスクを解消する筋道をつける検討を始める必要がある。分断時の清算における値差リスクをヘッジする間接送電権は、海外ではFinancial Transmission Rightsとして取り扱われている。その理由やメリットを秤量し、間接送電権の本来の役割が金融取引としてのデリバティブであり、連系線の物理的発行上限に必ずしも縛られないといった商品性自体を見直すことで本課題を解決する道を探るべきである。(本来、ヘッジツールには量的制約をつけないことでヘッジ機能が完結するもの)	省	間接送電権市場は、翌日取引の結果生じる値差の清算を受けるための対価として、 入札の方法による実物取引により定期的に実施される取引です。	条(卸電力取引所 業務)、第99条(卸	で対応可能	

番号 分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管	高 所管省庁の検討結果 ≐			
7 ⑤		(https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/044_01_00.pdf) において、パネル張替え等により出力が増加した場合、パネルの出力増加分(kW)に低い調達価格を適用するという見直し案が議論されているが、一部のパネル交換の場合であって、電気回路を考慮し、パネル容量(kW)増が実質的に発電電力量(kWh)増に寄与しない場合(例えば、年間発電量(kWh)の増分が3%以下の場	現行FIT法の告示「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき 調達価格等を定める件」第2条第7項では、太陽電池の設備の合計出力が3kW以上または3%以上増加した場合、買取価格が変更されると規定されている。また、関係審議会 (https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/044_01_00.pdf) で、既存再エネの有効活用という観点から、設備認定出力が変わらないことを前提に、太陽電池の出力が増加したときの価格の在り方について議論されている。 一方、太陽電池パネルは、年々大型化、高出力化が進んでおり、建設時と同じパネルを入手することは困難な状況になっている。パネルの不具合や破損(積雪やカラスの落石など)により、パネルを交換する際、メーカーの同出力パネルの生産中止により、交換品提供を受けられないため、やむを得ず、高出力パネルを使わざるを得ないケースがほとんどである。その場合、一部のパネルを交換することにより、パネルを使わざるを得ないケースがほとんどである。その場合、一部のパネルを交換することにより、パネルの合計出力(kW)は増加するが、実際の発電電力量(kWh)は増えない。それにもかかわらず、現状の制度では、買取価格が変更となるため、事業者にとって著しく不利益になり、適切なメンテナンスの阻害要因となっている。また、関係審議会で議論されている、パネル張替え時等の出力増加分(kW)への低い調達価格の適用についても、実際の発電電力量(kWh)は増えない中で、低い調達価格が適用された場合、事業者にとって著しく不利益になるため、改善が必要。 【太陽光発電のPCSでは、MTTPコントロールと呼ばれる制御が行われており、接続されている太陽電池パネル全体での電流と電圧の最適点を探し、発電出力が最大化するように制御される。MPPT制御対象の単位はPCS単位、ストリング単位等、使用するシステムによる違いはあるが、PCS単位が多いと考えている。MPPT制御の特性から、一部パネルを高出力が表大化するように制御される。MPPT制御の特性から、一部パネルを高出力が表大化するように制御を指とないますに表現されている大陽電池パネルの影響を受け、高出力パネルにしたとしても、発電される電力量(kWh)は交換前と変わらないため、パネル容量増加分(kW)で按分し買取単価を変更してしまうと、発電量(kWh)が変わらないのに、売電収入だけが減少するということになってしまう。		太陽電池の出力が増加する際には、国民負担の増大を抑止する観点から、設備全体の調達価格/基準価格が最新価格へ変更されることとされている。 太陽電池の増出力分が3kWかつ3%以内であれば例外的に増加前の調達価格を維持される。	電気の利用の促進に	に着手	制度の現状にある通り、3kWまたは3%を超える出力変更は認定当初想定されなかった国民負担の増大抑制の観点から、最新価格を適用することとしております。 他方、既存再エネ等の有効活用という観点からは、3kWまたは3%を超える出力変更についても促進することが適切な場合もあるところ、こうした太陽電池の出力変更時の取扱いについて、国民負担の増大を抑止することを前提とした議論を行っております。パネルの増設・更新には様々なケースがあるところ、いただいたご指摘も踏まえつつ、引き続き再エネの最大限の導入、国民負担の抑制、円滑な制度実施に向けた検討を深めてまいります。
8 (5)			クラウドサービス等に使用するサーバーを保管を行うデータセンターにおいて、サーバーの電源としてリチウムイオン電池を設置することで非常用電源として使用するだけでなく、サーバーの省エネ効果(交流直流変換の効率が 5 %程度高まる)も期待できるため設置が進んでいる。リチウムイオン電池は電解液の種類から第四類第二類石油類に該当し、蓄電池を設置したデータセンターは消防法上"一般取扱所"に位置づけられ、消火設備の設置が規定されている。現行の消防法に基づく規制ではスプリンクラーを消火設備とすることは認められていない。 米国規制では国際基準評議会が策定したInternational Fire Code (IFC) や全米防火協会 (NFPA) が、リチウムイオン蓄電池の消火方法としてスプリンクラーの設置を基準化しており、IFCの基準はカリフォルニアやワシントンなど30州がNFPAの基準はフロリダ州などが規制として採用している。また、米国最大手の損害保険会社であるFM Globalの基準によるとリチウムイオン電池の消火方法については不活性ガスによる消火では冷却することができないため(リチウムイオン電池の消火には冷却が重要な要素)有効ではないとの記載がある一方で、逆にスプリンクラーの設置が推奨されている。また、設備設置コストの点でも、不活性ガスを活用する方式よりも、スプリンクラーを設置した方が設置コストが抑制できる場合がある(例えば、建築物に既に設置されているスプリンクラーを活用するなど)。 以上のことから、リチウムイオン蓄電池の消火方法としてスプリンクラーを消火設備とすることは、米国の事例等を踏まえると妥当性があるものと考える。また、消防庁が行っている検討会では屋内貯蔵所にスプリンクラーを設置することで要件緩和の検討を行っているが一般取扱所についても当該法令改正と合わせて検討していただきたい。			する政令第20条、 別表第5 危険物の規制に関 する規則第33条	定	令和5年度に検討を開始し、同年度中に結論を得る予定。

番号	分類 提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管	所管省庁の検討結果				
	© " " = +			省 厅		5 . 18 /// AA == 204			
Ş							l	①今後は国際イニシアティブなどの動向も踏まえ、トラッキング	
			ては、加盟企業に一定の基準(「Technical Criteria(技術基準)」)を満たすことを求めている。同基準			者による非化石エネ		における入札前の稼働年月の選択も可能とすることを検討してい	
		1	内の再エネの定義については、新たな再エネが電力系統に追加されることを重視する観点から、設備の運		②現行の証書の有効期間は毎年6月末までです。	ルギー源の利用及び	②对心个可		
			転開始から15 年以内であることを条件とする改訂が2022年10 月に行われた			化石エネルギー原料		②高度化法に基づく非化石電源比率の算定に非化石証書は用いら	
		で延長すべきである。	(https://www.there100.org/sites/re100/files/2022-			の有効な利用の促進		れますが、証書の有効期間を延長することは、年度毎に非化石電	
			10/20221024_RE100%20technical%20criteria%2Bappendices.pdf) 。しかしながら、日本の非化石価値			に関する法律		源比率をみる高度化法の根本的な概念と相容れないです。また、	
			取引市場では、非化石証書の入札の際に需要家が設備の稼働開始年等の情報を選択して調達することがで					温対法においても、前年度から繰り越された証書と、その年度に	
			きないため、改訂後、当該非化石証書が、RE100 が定める再エネの定義に該当せず、再エネ目標の未達					発行された証書について、温室効果ガスの排出量の算定において	
			成や、サプライチェーン全体のカーボンニュートラルを目指す海外顧客との取引機会の喪失、それによる					それぞれどのように考慮するか、課題があります。	
			日本の国際競争力の低下などのリスクが生じることとなる。						
			②また、非化石証書の有効期限は証書を取得したX年度中とされている。企業としては、X年度に必要な						
			証書の量を確実に確保する必要があるが、証書の価値を翌年度に繰り越せないため、年度内の購入量につ						
			いて慎重にならざるを得ない。翌年度 5 月に行われる X 年度の最終オークションが証書の不足分を補填						
			する機会にはなるものの、未約定となるリスクがある。						
			[44+] V= (1 a.1 N)						
			【参考】海外の状況						
			①EUのGO (Guarantees of Origin) においては、証書における開示情報として、「エネルギー生産設備						
			の運転開始日」が掲げられている他、「証書の対象になる出力の開始日」「証書の対象になる出力の終了						
			日」についても開示することとされている。証書使用者は、開示情報をもとに証書を選択して購入でき						
			5.						
			※出典: Directive (EU) 2018/2001 of the European Parliament and of the Council, Article 19, 7.						
			https://www.renewable-ei.org/activities/reports/20220425.php (文書13p)						
			②証書の有効期限について、EUのGOは「発電した日から12カ月以内」、北米のRECは「発電した年およ						
			び前年の7~12月と翌年の1~3月」となっている。						
			※出典:Directive (EU) 2018/2001 of the European Parliament and of the Council, Article 19, 3.						